

---

出席議員(17名)

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	9番	安部俊三	君
10番	佐々木守	君	11番	広沢真	君
12番	有賀光子	君	13番	水戸義裕	君
14番	舟山彰	君	15番	白内恵美子	君
16番	我妻弘国	君	17番	高橋たい子	君
18番	加藤克明	君			

---

欠席議員(なし)

---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	水戸敏見	君
会計管理者兼 会計課長	相原健一	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	武山昭彦	君
まちづくり政策課長	平間忠一	君
財政課長	宮城利郎	君
税務課長	関場孝夫	君
町民環境課長	鎌田和夫	君
健康推進課長	佐藤浩美	君
福祉課長	鈴木仁	君
子ども家庭課長	平間清志	君

農政課長 併 瀬戸 諭 君  
農業委員会事務局長

商工観光課長 斎藤 英泰 君

都市建設課長 加藤 秀典 君

上下水道課長 畑山 義彦 君

槻木事務所長 奥山 秀一 君

危機管理監 小玉 敏 君

税収納対策監 佐藤 芳 君

技術管理監 関 孝志 君

教育委員会部局

教 育 長 船迫 邦則 君

教育総務課長 伊藤 良昭 君

生涯学習課長 相原 光男 君

スポーツ振興課長 石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員 大宮 正博 君

---

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 平 間 雅 博

主 査 佐 山 亨

---

議 事 日 程 (第6号)

平成28年3月17日(木曜日) 午前9時30分 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第49号 平成28年度柴田町一般会計予算
- 第 3 議案第50号 平成28年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 4 議案第51号 平成28年度柴田町公共下水道事業特別会計予算
- 第 5 議案第52号 平成28年度柴田町介護保険特別会計予算
- 第 6 議案第53号 平成28年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 7 議案第54号 平成28年度柴田町土地取得特別会計予算

- 第 8 議案第 55 号 平成 28 年度柴田町水道事業会計予算
- 第 9 報告第 28 号 専決処分の報告について（平成 26 年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅 3 号棟新築工事（建築工事）（債務負担行為）請負変更契約について）
- 第 10 報告第 29 号 専決処分の報告について（平成 26 年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅 3 号棟新築工事（機械設備工事）（債務負担行為）請負変更契約について）
- 第 11 報告第 30 号 専決処分の報告について（平成 27 年度槻木地区雨水対策工事請負変更契約について）
- 第 12 報告第 31 号 専決処分の報告について（平成 27 年度船迫小学校プール改築工事（建築工事）請負変更契約について）
- 第 13 意見書案第 4 号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書
- 第 14 陳情第 7 号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において10番佐々木守君、11番広沢真君を指名いたします。

---

---

日程第2 議案第49号 平成28年度柴田町一般会計予算

日程第3 議案第50号 平成28年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算

日程第4 議案第51号 平成28年度柴田町公共下水道事業特別会計予算

日程第5 議案第52号 平成28年度柴田町介護保険特別会計予算

日程第6 議案第53号 平成28年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算

日程第7 議案第54号 平成28年度柴田町土地取得特別会計予算

日程第8 議案第55号 平成28年度柴田町水道事業会計予算

○議長（加藤克明君） 日程第2、議案第49号平成28年度柴田町一般会計予算、日程第3、議案第50号平成28年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算、日程第4、議案第51号平成28年度柴田町公共下水道事業特別会計予算、日程第5、議案第52号平成28年度柴田町介護保険特別会計予算、日程第6、議案第53号平成28年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算、日程第7、議案第54号平成28年度柴田町土地取得特別会計予算、日程第8、議案第55号平成28年度柴田町水道事業会計予算、以上7件を一括議題といたします。

議案第49号から議案第55号までは予算審査特別委員会に審査を付託しておりますので、水戸義裕委員長から審査結果の報告を求めます。委員長、水戸義裕君の登壇を許します。

〔予算審査特別委員会委員長 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（水戸義裕君） おはようございます。

それでは、予算審査特別委員会委員長の報告をいたします。

去る3月11日の本会議において、予算審査特別委員会に審査を付託されました議案第49号平成28年度柴田町一般会計予算、議案第50号平成28年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算、議案第51号平成28年度柴田町公共下水道事業特別会計予算、議案第52号平成28年度柴田町介護保険特別会計予算、議案第53号平成28年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算、議案第54号平成28年度柴田町土地取得特別会計予算、議案第55号平成28年度柴田町水道事業会計予算の7カ件については、3月11日、特別委員会を招集し、14日から16日まで関係担当者の説明を聴取して慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第49号から議案第55号までの平成28年度柴田町各種会計予算7カ件は、いずれもこれを原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、少数意見の留保はございませんでした。

以上、報告いたします。予算審査特別委員会委員長、水戸義裕。

○議長（加藤克明君） これより委員長報告に対する質疑に入りますが、議会運営基準により省略いたします。

これより討論に入ります。

議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。11番広沢真君。

〔11番 広沢 真君 登壇〕

○11番（広沢 真君） 11番広沢真です。

私は、議案第49号平成28年度柴田町一般会計予算案に反対の立場で討論に参加します。

私の今回の論点は、主に2点であります。

1つは、特に国の財政の動向、地方財源の動向によって起こる町の今後の予算編成における懸念を挙げたいと思います。

現在の国の財政、安倍政権になってから特に税収が大幅に改善するということには至っていないのは皆さん周知の事実だと思います。しかしながら、そのような中で大型の公共事業や、あるいは財界に対する大幅な法人税の減税など、お金の使い道が一時代昔に戻ったような、そういう予算のあり方が強まってきています。依然として国の予算を編成するに当たって財源をどうするのかというのは大きな議論の焦点になっているのもご承知のとおりです。

そのような中、地方への予算の投入の点を考えますと、ことしの地方財政計画、皆さんのところで言えば地方財政対策というふうに言ったほうが通じるかもしれませんが、その中身は依然として地方の括弧づきの努力によって経費を削減することを強く求めており、特に今年度から導入された地方交付税のトップランナー方式、これは地方交付税、地方予算の削減にもう一歩踏み込んだ強制力を持つものになってきています。ご存じのとおり、本来地方交付税というのは標準財政規模で計算された自治体にとって必要なサービスを行う経費から地方税の収入を引いた不足分を補うためにおりてくるものでありますが、このトップランナー方式はその地方自治体がそもそも必要なサービスとして計上したものからさらに削減を求めた上で、住民に対するサービスを削った上で、その最も削ったところを基準にする、そしてそこから地方交付税を計算するというものです。これは本来の地方交付税のあり方を変質させる、非常に地方にとっては危険な中身を持っていると思います。そのような中、現在でも地方交付税は削られてきています。さらには、皆さんも感じておられると思いますが、今後地方税収が大きな増収をするという要因が現状で考えられないというのは皆さん同意いただけるのではないのでしょうか。

そしてまた、これまで事実上の地方交付税の保険的な役割を果たしてきた臨時財政対策債、当然今も制度は続いています。臨時と言いながら、もう10年以上続いているこの制度ですが、そもそもこの臨時財政対策債を自治体の財源として活用する前提条件として、その地方債としての性質を持つ後の償還を地方交付税で後から措置をするということが前提になっていますが、大もとの地方交付税が減らされている中、その中でこの臨時財政対策債の償還分については確保したと言っても、地方交付税の総額が削られていけば、自治体としてはどこかで予算を削らなければならない、そういう状況に陥ると思います。今後、臨時財政対策債の借り入れの枠が示されても、後の償還について財源が保証されないという前提になってくれば、枠があっても借りられない、ひいては十分な年間予算を確保するのに支障が出る、そういった現状が生まれてくると思います。そのような中、柴田町でも当然財源不足を補うために臨時財政対策債を活用してきています。これは制度として必要な制度であり、活用することが悪いということではありません。そして、それが積み重なって、今回の予算審議の中で明らかにもされていますが、臨時財政対策債として借りているもの、その額は約64億円。これだけの額をこれから償還していくわけです。しかし、その償還に当たっての十分な財源が保証されないということが予想されてきます。

そのような中、いろいろな事業を行う、その難しさはこれからますます進んでいくと考えます。そのため、柴田町の今後の考え方においては、事業数を絞って、そしてより優先順位を高

いものを精査した上で予算編成をすること、そのことがさらなる努力として求められると思います。もともと柴田町の事業、予算編成の中における事業数は、私実感として感じているのは、例えば近隣の自治体と比べても事業数の多さがある、そのように感じています。これは悪いことではなくて、例えば町長初め職員の皆さんができる限り町民の要求・要望に応じてこうというあらわれでありますし、むしろ称賛されてしかるべきだと思います。しかし、財源の確保が難しくなっていくという今後の状況を考えれば、涙をのんで事業数を絞っていくということもあり得るのではないのでしょうか。その意味で、この予算案でもやはり事業数が多い、そしてまたこれから予定される大きな事業、体育館建設事業なども含めれば、起債がふえていく、そういう状況も当然あります。ですから、やはり事業数を削る、そのことが必要なのではないのでしょうか。それが第1点です。

第2点は、今の第1点目と大きく関連していますが、事業数が多いということは、それだけ仕事量も多いということでもあります。それでも、職員の努力によって事業数の多さをカバーして、町民へのサービスを確保しようという努力が続けられています。これは間違いありません。それと同時に、現在国が出してきている地方創生、この中身そのものは、いい面と、それから地方にとって致命的になりかねない、そういう中身を持っていますが、現在柴田町が申請しようとしている中身については、自治体としての独創性、先駆性を発揮しようという努力にあふれた中身になっていると思います。しかし、それと同時に、通常の実業数の多さ、仕事量の多さにプラスして、例えば先日も地方創生の申請する案、議員全員協議会で示されたので皆さんも目にしておられると思いますが、中身を公表されてから申請までの期間が非常に短い中、高度な内容が求められる。この中身は、間違いなく職員の労働超過につながっていると考えています。

予算審査特別委員会の中でも、何人かの方々が職員のメンタル面について懸念を聞いておられました。そういう状況です。職員の中で、毎年何人かメンタルの問題で通院をしたり、カウンセリングを受けている、これは間違いのない事実であります。ですから、この事業数の多さ、職員の労働環境の面でも、現状よりもやはり事業数を減らす、そのことが急務なのではないのでしょうか。

当然その事業数の多さ、仕事の多さの中には、非常にシビアで難しい問題である国民健康保険税の問題などを持ち込んでいる私もその一翼を担っているのは自覚がありますし、当然「あなたに言われたくない」というような批判も甘んじて受ける覚悟はあります。ですが、町の今後を考えると、財源の問題、それからこれから職員が減っていく、そういう状況の中も考える

と、財源の問題と職員の労働条件の問題で事業数の精査というのはますます重要な課題になってきます。

以上のような2つの中身から、私はこの予算案について決して間違った予算案ではないと考えながらも、事業数を減じること、これが必要だと考え、反対の立場を表明いたします。同僚議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。17番高橋たい子さん。

〔17番 高橋たい子君 登壇〕

○17番（高橋たい子君） おはようございます。

17番高橋たい子です。

議案第49号平成28年度柴田町一般会計予算の原案に賛成の立場から討論いたします。

平成28年度柴田町一般会計当初予算は、少子高齢化が進み、将来の財政見通しが不透明な中、北船岡町営住宅3号棟建設工事の完了などにより、大型プロジェクトも順調に進み、前年度と比較して11.9%減の118億9,908万1,000円となっております。町債残高についても、前年度比37.4%減少し10億8,860万円となり、公債費を下回るなど、財政規律を遵守した適正規模と判断しております。

歳入は前年比町税収入マイナス0.6%、地方交付税は11.4%減となっておりますが、一般財源の実態を鑑み、その不足分については臨時財政対策債の発行や、昨年度を下回る財政調整基金繰入金を充当しており、歳出には町制施行60周年を迎え、それらの関連イベント事業費、フットパスを初めとする地方創生関連事業費、道路や雨水対策などの都市基盤整備の経費、扶助費や社会保障費の確保、児童施設や教育施設の充実、観光施設等の整備など、町民の要求に積極的に応えたものと考えます。また、新たに防災機能を備えた（仮称）総合体育館建設に関する基礎調査委託料も計上されており、安心・安全な暮らしのできるまちづくりの実現にも配慮した予算編成だと評価するものです。今後もこの財政の健全化が堅持されるよう、常に配慮されるとともに、（仮称）総合体育館等の大型事業を進めるに当たっては、将来財政状況を十分に勘案した計画的な執行を要望する次第であります。

以上のことから、平成28年度一般会計予算について原案どおり賛成いたしますので、同僚議員の皆さんの賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（加藤克明君） ほかに討論ありませんか。4番秋本好則君。

〔4番 秋本好則君 登壇〕

○4番（秋本好則君） おはようございます。

4 番秋本好則です。

私は、議案第49号平成28年度一般会計予算に反対の立場で討論いたします。

私は、委員会審議で賛成の挙手をいたしましたでしたが、どうしても自分を自分で納得させることができませんでしたので、ここに改めて討論に参加したいと思いました。

この予算案は、11.9%の緊縮予算になり、より健全な予算になったとは思いますが、次の点で納得できないところが残りました。

1 番目は、相変わらず一極集中の観光に特化している点です。舘山の一極集中の観光だけでは、町は潤いません。素通りする人がふえるだけです。観光客をまちなかに導き、町が潤う観光にしなければ、自治体が税金を投入して行う公共事業とは言えません。真の観光とは、そこに住む住民が豊かになり、この町に住み続けたいと思わなければ成り立ちません。私の友人の一人は、柴田町から転出していきました。柴田町を本当に豊かにするという意味で、そういう視点が欠けていると思います。

2 点目、公共マネジメントの視点が欠けている点です。柴田町は所有公共施設の大小の整備をし終え、公共施設等総合管理計画の作成を次年度に終える予定になっております。これは改めて指摘するまでもなく、柴田町における公共施設のあり方を決めるもので、町長が言われるように単に長寿命化を目指すものだけではありません。人口が減り、財政規模が小さくなる中で、将来への展望なく資産をふやし続ければ、維持費だけで運営が立ち行かなくなります。課題と真摯に向き合わない中で、長寿命化は単に問題の先送りをしているにすぎないと考えています。その計画策定の前に、町営住宅4号棟、5号棟の設計委託料7,200万円が計上されております。2棟同時着工と伺いましたので、工事費は10億円以上になると思います。今この計画を推し進めるべきでしょうか。私は、公共施設等総合管理計画ができ、公共施設のあり方に一定の指針ができてから計画をしても遅くないと思います。同じことが総合体育館計画にも言えます。この予算に1,520万円の調査費が計上されています。全体の額から見れば微々たる額かもしれませんが、しかし、この1,520万円は一般町民から見れば決して小さい額ではありません。また、設計や調査が終わってから工事の可否を判断すればよいと言われるかもしれません。しかし、その時点では必ず「これまでの経費を無駄にしてよいのか」という話が出てくることは火を見るより明らかなです。今は公共施設のあり方を素直に考え、町民とともに構想を練る時期だと思います。

以上の2点におきまして、私はこの予算案に賛成できかねました。皆様の良識ある判断を期待いたしまして、私の討論といたします。

○議長（加藤克明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

採決は会計ごとに行います。

**議案第49号平成28年度柴田町一般会計予算について採決を行います。**

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第49号平成28年度柴田町一般会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

**議案第50号平成28年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算について採決を行います。**

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第50号平成28年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

**議案第51号平成28年度柴田町公共下水道事業特別会計予算について採決を行います。**

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第51号平成28年度柴田町公共下水道事業特別会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

**議案第52号平成28年度柴田町介護保険特別会計予算について採決を行います。**

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第52号平成28年度柴田町介護保険特別会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

**議案第53号平成28年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算について採決を行います。**

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第53号平成28年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

**議案第54号平成28年度柴田町土地取得特別会計予算について採決を行います。**

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第54号平成28年度柴田町土地取得特別会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

**議案第55号平成28年度柴田町水道事業会計予算について採決を行います。**

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第55号平成28年度柴田町水道事業会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第 9 報告第 28号 専決処分の報告について（平成26年度二本杉町営住宅  
建替事業北船岡町営住宅3号棟新築工事（建築工事）  
（債務負担行為）請負変更契約について）

日程第 10 報告第 29号 専決処分の報告について（平成26年度二本杉町営住宅  
建替事業北船岡町営住宅3号棟新築工事（機械設備工

事) (債務負担行為) 請負変更契約について)

○議長 (加藤克明君) 日程第9、報告第28号及び日程第10、報告第29号、以上2件を一括して専決処分の報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

[町長 登壇]

○町長 (滝口 茂君) ただいま一括議題となりました報告第28号及び第29号の専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の報告は、平成26年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅3号棟新築工事に係る2件の工事の請負変更契約締結の専決処分についてであります。

報告第28号は、建築工事の請負変更契約に係るものです。

報告第29号は、機械設備工事の請負変更契約に係るものです。

以上2件の内容について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第1項の規定により専決処分をしたので、報告するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○議長 (加藤克明君) 補足説明を求めます。最初に財政課長、次に都市建設課長。

○財政課長 (宮城利郎君) それでは、一括議題となりました2件の工事請負変更契約についての専決処分の報告について詳細説明をいたします。

1ページになります。

報告第28号平成26年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅3号棟新築工事 (建築工事) (債務負担行為) の請負変更契約についての専決処分の報告になります。

3ページをお開きください。

専決処分書です。

平成26年12月11日に議決のこの工事請負契約につきましては、工事を進める中で住戸玄関ドアのハンドルレバーの形状変更など、一部工事の内容に変更が生じたことから、増額の変更契約を行っております。

専決処分日は平成28年1月28日です。

契約の金額につきましては、変更前11億2,320万円で請負契約を締結しておりましたが、442万9,080円を増額して、変更後の契約金額を11億2,762万9,080円とするものです。

変更契約の相手方は、株式会社松浦組となります。

次に、5ページをお願いいたします。

報告第29号平成26年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅3号棟新築工事（機械設備工事）（債務負担行為）の請負変更契約についての専決処分の報告になります。

7ページをお開きください。

専決処分書です。

平成26年12月11日に議決のこの工事請負契約につきましては、工事を進める中でポンプユニットの省エネルギーへの仕様変更など、一部工事の内容に変更が生じたことから、増額の変更契約を行っております。

専決処分日は平成28年1月28日です。

契約の金額につきましては、変更前1億6,632万円で請負契約を締結しておりましたが、197万8,560円を増額して、変更後の契約金額を1億6,829万8,560円とするものです。

変更契約の相手方は株式会社登勇管工設備となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） それでは、報告第28号、第29号、関係資料をお開き願いたいと思います。

二本杉町営住宅建替事業の建築工事、それから機械設備工事、1枚の図面でお示しをしております。上のほうに平面図、下には左から位置図、配置図、工事の概要となります。

初めに、大変申しわけございません、位置図をごらんいただきますと、もう今はない古い名称が残ったもの、例えば羽山歩道橋とか、羽山児童館、サンコア、サンコアについてはイオン船岡店に変わっていますし、入袋1号公園も新生公園というふうに変わっています。私最終確認をしてお出しするところでしたが、見落としがありました。大変申しわけございません。以後気をつけたいと思います。申しわけありませんでした。

下の真ん中には配置図ということで、1号棟、2号棟の南側に3号棟を建設しているところですが、図面の中に公共汚水ます、東西に2カ所、あとは3号棟の受水槽の位置を示しております。

平面図を見ていただきますと、特に赤書き、黒書きと2段書きをしておりますが、当初の考え方を黒書きで、変更後の考え方を赤書きで上段に記載をしております。それをまとめましたものが、右下の工事概要になります。工事概要のまず上の建築工事のほうから説明をさせていただきます。

今回、工事の概要で変更が伴ったものが、工種で行きますと既設コンクリート工事の中の

トランクルームの壁です。これが1点。それから、建具工事の中の玄関、片開きドア、これは住戸に入るための玄関のドアの変更です。それからもう一つ、建具の中のパイプシャフト、扉の開口、これもまた変更要素です。それから最後にエレベーターホール、ベンチ座板、これは支給品としておりましたが購入品に変更になります。

中身のお知らせをいたします。

まずトランクルームにつきましては、間仕切り壁、平面図のちょうど真ん中にトランクルームがございます。このトランクルームのそれぞれの壁なんですけれども、これを間仕切り壁と申します。実は押出成形セメント板ということで、272センチメートルの高さのもの、幅30センチ3ミリ、厚さ18ミリのものを3枚合わせた形で設計をしておりました。当然これは不燃材料を使っていますので、当初この考えで行ったんですが、実は進める中であって、トランクルーム一つ一つを倉庫という解釈に立ったときに、間仕切り壁を耐火基準を上げる必要があるということで、今回耐火壁というふうに変更仕様のほうでは書いていますけれども、実はガラス繊維石膏板に変えております。高さ1.82メートルのもので、幅が910ミリ、当初は30センチのものを3枚というふうに考えていたんですけれども、1枚物に変更しまして、厚さ8ミリです。これは3階から7階まで、5階分の変更をさせていただきました。高さ2,730ミリ、幅910ミリ、厚さが12.8ミリにつきましては、2階の1階分の間仕切り壁の変更をしております。

それから、2番目の玄関ドアになりますが、レバードアハンドルということで、当初はレバーを曲げて引く、曲げて押すという仕様にしておりましたけれども、当然気密性の高い建物で、非常にドアの開閉が重くなるんです。これは安全確保の意味からそうになってしまうんですけれども、そうしたときにレバーを曲げるじゃなくて、住戸の中からドアのハンドルを押して出る、手で押して出る、入るときは引いて出るということで、人の動きに合わせた形の仕様に変更させていただいております。

あとは、パイプシャフト、扉の開口ですけれども、電力メーター検針、今までスチールドアの中をあけてメーター検針をしているんですけれども、電力立ち会いたときにできれば開口部を設けていただいて、外から確認できるものの仕様に変更できないかという相談を受けて、今回変更させていただきます。

それから、エレベーターホールのベンチ座面、支給品ということなんですけれども、実は町内のモミの木を伐採することが明らかになって、町のほうでモミの木をいただいていたんです。いただいたモミの木を利用して、支給品としていただいたものでエレベーターホール

のベンチの座板をつくりたいと考えておりましたが、一昨年、しばた千桜橋のプレオープン  
のときにモミの木で通行手形をつくったんです。材料的には座板と通行手形と総量的には間  
に合うボリュームだったんですけども、いざ手形をつくるときにモミの木を見ますと使え  
ない部分はかなり出てきまして、最終的に残ったものから座面の材料が確保できないとい  
うことで、今回購入品ということで変更させていただきました。

下のほうが機械設備の工事になります。工種とすれば、屋外給水設備工事の受水槽内のポ  
ンプユニット、それから屋外排水設備工事の公共汚水ます、この2点について変更して  
おります。

まず、ポンプユニット、当初仕様については平成26年以前基準というふうになりますけ  
ども、実はトップランナーという考え方が出てきまして、それは省エネの考え方なんです。  
できるだけ高効率で、消費エネルギーの低いものをとすることは2015年に出ているん  
ですけども、これは設計を発注する段階においてはその商品が市場に出ていません  
ので、単価の算定ができない中で平成26年基準の仕様のもので発注をさせていただきました。  
その後27年度の製品が全て新しいものになりながら単価が出てきていますので、  
このポンプユニット1台分を変更させていただいています。

あと、屋外の排水設備につきましては、当初先ほど図面で公共汚水ます、受水槽とい  
うふうにお話ししましたが、小口径汚水ますということで20センチメートルの公  
共汚水ますで考えておりました。ただ、建物、住戸62戸ということで数が多いとい  
うこと、万が一のトラブルのときにはやっぱり人の目で確認できるほうがいい  
だろうということで、施工中途におきまして1号組立マンホール、内径90  
センチメートルのものに2カ所変更させていただいております。

ちなみに、機械設備のほうのトップランナー基準ということで、仕様を変えること  
によって14.1%の消費エネルギーが軽減されるということになっています。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 秋本です。

トランクルームの件なんですけれども、ここは各部屋自体を倉庫とみなしてやる  
ということは、確認の時点から法解釈が変わったのでしょうか。その辺につ  
いて教えてもらいたいです。

それと、プッシュドアハンドルの変更なんですけど、多分気密ドアかと思いますが、重くなるということだったんですけど、押す場合はいいんですけども、逆に引く場合はかえってひどいんじゃないかと思うんですけども、引く場合のやり方について教えてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 確認のときから当然トランクルームということで提案をして、確認は通っていました。その後中間決算、消防の査察とかが入りながら、いろいろ協議した中で、特定の建築物ということで、各倉庫の間も耐火を上げる必要があるということで、法の解釈が変わったわけではありません。設計の段階ではいいだろうということで進んでいたんですけども、改めて変える必要があるということで、変更させていただきました。

それから、引くときにどうするんだということなんですけれども、レバーハンドルは曲げて引っ張るんですけども、当然ドアをそのまま引くだけですので、当然高齢者も多くなっていく住宅ですので、やっぱり曲げるとかという一作業が減る分、重さは変わりませんので、引く作業が容易になると。人の動きに合わせて、出るときはドアをただ押していくと、ドア扉を押すとあいていきますので、入るときはドア扉を引けばいいだけですので、人の動きにより合わせたものというふうに変更しております。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。3番吉田和夫君。

○3番（吉田和夫君） 3番吉田和夫です。

先ほどのプッシュドアノブの変更ということで62カ所、もう既に専決処分になっているので、完成間近なのでもう使っていると思うんですけども、既に完成されている1号棟とか2号棟はそのようなものは発生しないのかどうかと、これから4号棟・5号棟が計画されるんですけども、4号棟・5号棟にもこういうようなものが採用されるのかどうかだけお伺いいたします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 設計に当たっては、当然今お住まいの方のいろいろお話を聞きます。そうすると、今高齢者が多いのでプッシュがいいのではないかという話をしましたけれども、人によってはレバーのほうが使いやすいという人がいるので、必ずしもプッシュがいい、必ずしもレバーがいいということではないんですけども、総じてプッシュのほうが使いやすいということですので、4号棟・5号棟についてもそちらの方向で今後考えていきたいと思えます。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） ほかにないようですので、以上で報告第28号及び報告第29号専決処分の報告を終結します。

---

**日程第 11 報告第 30号 専決処分の報告について（平成 27 年度槻木地区雨水対策工事請負変更契約について）**

○議長（加藤克明君） 日程第11、報告第30号専決処分の報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第30号専決処分についての報告理由を申し上げます。

今回の報告は、平成27年度柴田町議会 7月会議において請負変更締結の議決をいただいた平成27年度槻木地区雨水対策工事の請負変更契約締結の専決処分についてであります。

変更内容につきましては、県道横断部の施工を開削工法から推進工法への工法変更などによる増額変更を行ったものです。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第1項の規定により専決処分をしたので、報告するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。最初に、財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） それでは、詳細説明をいたします。

9ページになります。

報告第30号平成27年度槻木地区雨水対策工事の請負変更契約についての専決処分の報告になります。

11ページをお開きください。

専決処分書です。

平成27年7月13日に議決のこの工事請負契約につきましては、工事を進める中で県道横断部の施工について架線が支障となり、施工期間に大幅なおくれが生じることから、開削工法から推進工法へ工法を変更するなど、一部工事の内容に変更が生じたことから、増額の変更契約を行っております。

専決処分日は平成28年3月1日です。

契約の金額につきましては、変更前5,292万円で請負契約を締結しておりましたが、185万5,440円を増額して、変更後の契約金額を5,477万5,440円とするものです。

変更契約の相手方は株式会社四保工務店となります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） 次に、都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） では、報告第30号関係資料をお開きください。

先ほどの第28号、第29号と同じように、上に平面図、下は左から位置図、標準横断図、変更の工事概要となります。

大変申しわけございません。こちらの位置図の中に、槻木郵便局の上に槻木文化センターという表示がまだ残っておりました。こちらも槻木生涯学習センターということで訂正をさせていただいて、おわびをしたいと思います。申しわけありませんでした。

それでは、上段の平面図をごらんください。

今回報告第30号になっていますのは、平成27年度施工延長118メートルと黒書きのところが今施工中の路線であります。ここには横1メートル、高さ70センチメートルの内寸法のボックスを入れる予定でおりました。当然県道部については開削工法で、昨年と同様の施工をしたいということで、県道の協議も調いました。下の標準図を見ていただきますと、ボックスを入れる前にボックスの両側に矢板を打ち込まなくてはならないんです。矢板を打ち込むということは、矢板をつり上げて落とすんですけれども、当然上にはNTTの線があります。東西に1条2段、南北に1条2段、合わせて2条4段が支障します。当初はそこに近接しながら矢板の落とし込みを考えておりましたけれども、いざ始まるときにもう一度管理者の全ての立ち会いを求めるんですけれども、余りにも近接して、矢板の立ち上げが難しいということで、矢板を3段に切って、短い矢板を落とし込むということで計画をさせていただきました。そうしますと、当然打ち込むのに時間がかかる、かかるということはあの交差点を開放できない状態が続くので、今度は警察協議の中で最短の時間で行けないかというさまざまな解決策が求められた中で、今回はこの平面図で示しますとおり、一般県道槻木停車場線の南北に1カ所、3号マンホールを現地に設置して、県道については推進工事ということで、土の中に押し込んで管を入れるという工法に変更させていただきました。それが工事概要でお示ししています2段目、推進工、鋼製さや管方式ということで、最初に鋼管を押し込んで、中が空洞になったところに管渠工、FRP、強化プラスチック複合管を入れてつなぐという工法にさせていただきました。その関

係で、交差点のマンホール付近は交通支障が出ますけれども、交差点の中は当然下を進んでいるので開放できるということになりました。これをやることによって、NTTの2条4段の架線についても全く影響しないということで、施工もこちらのほうが短くなるということで考えました。先ほどお話ししたとおり、矢板をつなぎで入れるとなると、当然工事費が増額します。今回推進工事に当たっては、経済比較をいたしました。経済比較をした結果、当初の開削では行けないので、矢板の継ぎ足しに変えるよりも推進に変えたほうが経済的だという判断のもとで変更させていただきました。

工事概要にありますとおり、もともとなかった開削工から推進工に変わったということで、11メートル前後の工事が増加しています。それから、一部仮舗装を考えておりましたが、その後その2工事というのを発注しまして、一括して舗装することにしたので、仮舗装をこちらで減額をさせていただいています。

あと、附帯工につきましては当初からありましたとおり既設地下埋設物ということで、水道ダクタイルの100ミリの布設がえをしております。

そういったことで、工法の変更による金額の増加になります。ただ、管渠工で一部延長が延びているんですけれども、実は平面図のNo.7が当初のスタートでした。No.6プラス5.5が平成26年度の終点でした。この区間について何で発注できなかったかという、実はこの県道横断の方向が決まらなると去年の終わりとことしのスタートをつなぐことができませんでしたので、今回マンホールの位置も決定して、推進の工事も確定したので、改めて今回の工事の中で接続していますので、管渠工、ボックスカルバートが116.6メートルから117.1メートルと延長が延びています。ということで、総体的には工法の変更による金額の増額ということです。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。5番齋藤義勝君。

○5番（齋藤義勝君） 5番齋藤です。

ただいま都市建設課長から工事概要の変更とか説明があったんですけれども、この工事は当初はことしの年度末、3月末で完了の予定であったと思うんですけれども、この変更によって期間の延長ということは考えられるのかどうかお聞きします。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） この工事、それから槻木郵便局から槻木生涯学習センターまでの工事についても補正でお認めいただいて工事を進めて、年度内完成を目指しています。きの

うもちょっと現場を確認してきました。年度内行けるかという話をして、努力しますということで、今鋭意努めているところです。ただ、マンホール、今回2カ所入れましたけれども、図面で見るとわかるとおりなんですけれども非常に方向が悪いです。だから、通常のマンホールに真っすぐつなぐということではないので、その加工をきのうやっているところの最初の確認をしてきましたけれども、かなり厳しい状況にはあるかと思うんですけれども、今努力をしているということでご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 秋本です。

この平面図を見ますと、No.6プラス5.5のところボックスカルバートと円形の100ミリのプラスチックの複合管、これがジョイントするような形に見えるんですけれども、このジョイントする部分について水の停滞とか、その辺のジョイントのやり方によっては少し不安が残るんですけれども、このジョイントの部分について教えてもらいたいと思います。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） その接続に関しましては、No.6プラス5.5、昨年終わっているボックスからはボックスでスタートするので全然問題ありません。そのボックスの上には管理孔というマンホールのふたができます。それは管理用です。さらに、3号マンホール、両側に入りますけれども、3号マンホールには当然マンホールが道路側溝で言いますと集水ますの役割を果たしますので、下流からはボックスが接続になります。マンホールの上流に管渠が行くということなので、直接四角と丸をつなぐということではないので、ここはます形態、もしくはあわせて管理ますというふうな考えで施工しますので、大丈夫です。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 槻木生涯学習センターの隣、駐車場でしょうけれども、前に雨が降るとここから道路に水が流れるというふう聞いたことがあるんですが、今回のこの工事によって、この黒い太い部分のほうに水が流れてうまく処理できるのかどうかという点を確認したいと思います。

それから、位置図については課長が先ほど槻木文化センターと書いてあって古い地図で済みませんでしたと言いましたけれども、これに限らず役場で使う地図は市販されている住宅地図を使うことが多いのかもしれませんが、やはりこういう資料をつくるという意味では最新の地図を使うようにというか、だって役場の施設も古いまま載せていてこれを出すというのはちょっと、済みませんけれどもやっぱり資料を出すときには念には念を入れて、新しいものを使う

ように私はチェックしてほしいというか、昔農業委員会に議会代表で私行っていたときにも、申請書とか業者か行政書士の人が出すのかわかりませんがやっぱり古い地図を使ったりしているんです。場合によっては、見てどこなんだという確認するという意味では、町の施設を古い名称のまま出すのでは困ると思いますので、これは質問じゃなくて要望でいいんですけども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 初めに、実はその地図、今回のこの資料をつくる時には上に平面図、位置図、こういう配置でわかりやすいようにつくりなさいと私が指示しています。最終的に私の確認の段階で見落とししていたということで、改めてお詫びをさせていただきたいと思います。申しわけありませんでした。以後十分気をつけたいと思います。

先ほどの側溝の関係なんですけれども、今回の槻木雨水につきましては暗渠ということで、道路の下に入りますので、直接道路の表面に流れてきた水が入るというものではないです。今まで同様、道路側溝という小さな側溝で受けたものが回って最後には落ちてくるということになりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） ほかにないようですので、以上で報告第30号専決処分の報告を終結いたします。

---

## 日程第12 報告第31号 専決処分の報告について（平成27年度船迫小学校プール改築工事（建築工事）請負変更契約について）

○議長（加藤克明君） 日程第12、報告第31号専決処分の報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第31号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の報告は、平成27年度柴田町議会8月会議で請負契約締結の議決をいただいた平成27年度船迫小学校プール改築工事（建築工事）の請負変更契約締結の専決処分についてであります。

変更内容につきましては、通路舗装の仕様の変更などに伴う増額変更を行ったものです。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第1項の規定によ

り専決処分をしたので、報告するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。最初に、財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） それでは、詳細説明をいたします。

13ページになります。

報告第31号平成27年度船迫小学校プール改築工事（建築工事）の請負変更契約についての専決処分の報告になります。

15ページをお開きください。

専決処分書です。

平成27年8月19日に議決のこの工事請負契約につきましては、工事を進める中で外部通路の舗装の変更など、一部工事の内容に変更が生じたことから、増額の変更契約を行っております。

専決処分日は平成28年3月1日です。

契約の金額につきましては、変更前1億4,688万円で請負契約を締結しておりましたが、139万3,200円を増額して、変更後の契約金額を1億4,827万3,200円とするものです。

変更契約の相手方は株式会社松浦組となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 次に、教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） それでは、報告第31号関係資料で説明させていただきます。

よろしくお願いいたします。

今回の変更点については、2点です。

まず1点目は、資料のプール立面図のほうです。外壁塗装の変更です。当初設計ではコンクリートの肌を見せる塗装を採用しておりました。これは昨年度改築をしました槻木小学校プールと同様の仕上げを想定しておりました。しかし、工事を進める中で学校側から既存校舎との調和を図ってほしいという要望がございまして、既存校舎と同色・同仕様となるものへと変更したものでございます。新しい仕上げとしましては、当初設計のものよりも汚れに強いもので、単価も若干高いものとなりましたが、このことから水あか等の汚れ防止のために設置する予定だった笠木をあわせて取りやめまして、工事費上昇を抑える工夫をしております。

次に、2点目でございます。

配置図のほうです。

外部通路の舗装の変更でございます。設計段階では、透水性のアスファルト舗装を計画しておりましたが、工事を進める中で厚さ約20センチメートルのコンクリートの路盤があることが判明いたしました。このことから、十分な透水性も見込めないことから、密粒アスファルト舗装へ変更し、道路脇の側溝で雨水を受けるよう変更しました。これに伴い、一部勾配不良が見られた側溝の敷設がえも行うものでございます。

なお、8月に議決いただきました工期、2月29日としておりましたが、この工事の関係上、3月18日までと工期を延長させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 前に文教厚生常任委員会の所管事務調査でこの船迫小学校を見に行ったときに、先生からいろいろ調整するところがこのプールの下になっていて、こうやって潜っていかないと大変なんですよと言われたことは担当課長もわかっていると思うんですが、今回この改築工事を行うときに、学校の現場の先生方のそういう要望等、あと専門家がいろいろ見て、ここを直さなくちゃいけないというか、そういう段取り、先生からの要望という点は確認したのかということをお聞きしたいんです。それで、具体的に言うところの図面、大小のプールの間の右側のところに小さく5,000という数字ですか、そしてU型側溝とある、ここに四角にバツがある、たしかここを先生から下に潜っていかないと調整できないんですと言われたんですけれども、今回そういうまず要望を聞いたのか、またそういう直すということがなかったのかどうかです。

それから、これは質問じゃなくて、今U型側溝と言いましたけれども、右の下の工事概要はU型というのは血液で言うA型、B型の「型」で、図面のほうは山形県の「形」となっていますので、済みません、細かいことを言うようなんですけれども。

まず要望を聞いたのか、そこだけお願いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 8月の段階でも舟山議員からお話しされたように学校等の、槻木小学校の関係も同じだったんですが、現場等を確認しまして、学校の先生方の要望を確認しながら対応していきました。

漢字につきましては申しわけございません、訂正させていただきます。ありがとうございます。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） ないようですので、以上で報告第31号専決処分の報告を終結いたします。

---

日程第13 意見書案第4号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書

○議長（加藤克明君） 日程第13、意見書案第4号軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。15番白内恵美子さんの登壇を許します。

〔15番 白内恵美子君 登壇〕

○15番（白内恵美子君） 15番白内恵美子です。

ただいま議題となっております意見書案第4号軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書について、議案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書（案）

脳しんとうは、軽度の外傷性脳損傷であり、頭が衝撃や打撲を受けたり、激しく揺さぶられることによって、あるいは身体への強打によって、頭と脳が前後左右に急速に動かされることにより生じます。この突然の動きによって、文字どおり脳は頭蓋内ではねまわされ、よじられ、脳細胞が引っ張られて損傷を受け、脳内に化学的な変化が生じます。脳しんとうを受傷しても通常、生命を脅かすことはありませんが、治療を必要とする重篤な症状を引き起こす場合があります。

主な症状は、損傷後、記憶障害、錯乱、眠気、だるさ、めまい、物が二重に見えるあるいはぼやけて見える、頭痛または軽度の頭痛、吐き気、嘔吐、光や騒音に対する過敏性、バランス障害、刺激に対する反応が鈍化、集中力の低下等、複雑かつ多様です。また、症状は、すぐに始まることもあれば、損傷後数時間、数日、数週間、あるいは数カ月間発症しないこともあります。

特に、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下を初め、てんかんなどの意識障害、半身麻痺、視野が狭くなる、匂いや味がわからなくなるなどの多発性脳神経麻痺、尿失禁などが発症した場合、症状が長期にわたり改善しないことが少なくありません。さらに、脳し

んとうを繰り返すと、永久的な脳損傷を受ける可能性が高くなり、死に至る場合（セカンドインパクト症候群）もあるので、繰り返し脳しんとうを受けることは避けるべきです。

この病態の客観的な診断方法は、S c a t 2やS c a t 3として確立されており、既に、国際オリンピック委員会を初め、サッカーやラグビー、アイスホッケー等の国際団体で採用され、P o c k e t S c a t 2においては各種スポーツ団体で脳しんとうを疑うかどうかの指標として使用されています。

平成24年7月に文部科学省が「学校における体育活動中の事故防止について」という報告書をまとめ、平成25年12月には社団法人日本脳神経外科学会から「スポーツによる脳損傷を予防するための提言」が提出され、同月には、文部科学省より「スポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供について」の事務連絡が出されています。しかし、実際の教育現場や家庭では、まだまだ正確な認識と理解が進まず、対応も後手に回っています。再就学・再就職のタイミングを失い、生活全般に不安、不便、孤独を感じ、最悪、うつ状態に陥ってしまう人も多く、特に罹患年齢が低年齢であれば発達障害とみなされて見過ごされ、引きこもるか施設に預けられるかの二者択一になっているのが現状です。

また、重篤な事案となった場合にも事故の初動調査がおくれがちになることにより、事案の経緯が明確にならないため、介護・医療・補償問題も後手に回ってしまい、最悪、家庭の崩壊へと陥っていることも多く、事故調査をないがしろにしてしまうために、同様の事故を繰り返し起こしてしまっているのが現状です。

そこで、国におかれましては、上記の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じるよう、強く要望します。

## 記

脳しんとう及び軽度外傷性脳損傷への対応について。

### 1. 教育機関での周知徹底と対策。

各学校などの教師・保健師・スポーツコーチ及び救急救命士・救急隊員に、P o c k e t S c a t 2の携帯を義務づけること。

あわせて、むち打ち型損傷、もしくは、頭頸部に衝撃を受けたと推測される事故・事案が発生した場合は、本人の訴えだけでなく、症状を客観的に正確に観察して判断を下すとともに、家庭・家族への報告も義務づけ、経過観察を促すこと。

### 2. 専門医による診断と適切な検査の実施。

脳しんとうを疑った場合には、直ちに脳神経外科医の診断を受け、C T / M R I だけで

はなく、神経学的検査の受診も義務づけるとともに、S c a t 3（12歳以下の場合はC h i l d S c a t 3）を実施し、対応できる医療連携体制の構築を進めること。

3. 周知・啓発・予防措置の推進と相談窓口の設置。

脳しんとうについて、各自治体の医療相談窓口等に対応のできる職員を配置し、医療機関はもとより、国民、教育機関への啓発・周知・予防をより一層図ること。

4. 園内・学校内で発生した重大事故の繰り返しの防止。

保育園・幼稚園及び学校内で発生した事案が重篤な場合は、直ちに保護者へ連絡するとともに、第三者調査機関を設置し、迅速に事故調査及び開示を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月17日

宮城県柴田町議会

提出先

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

厚生労働大臣 殿

文部科学大臣 殿

以上です。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第4号軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

---

日程第14 陳情第7号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性  
や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情

○議長（加藤克明君） 日程第14、陳情に入ります。

本定例会議の本日までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

陳情第7号については、さきの日程にて意見書案として提出され、可決されておりますので、ここでは報告のみの取り扱いといたします。

---

○議長（加藤克明君） これで本定例会議に付された事件は全て終了いたしました。

休会前に町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 議長にお許しをいただきましたので、平成27年度柴田町議会3月会議が終了するに当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げさせていただきます。

今回の議会では、提案申し上げました人事案件1件、条例案件8件、平成27年度各種会計補正予算、平成28年度各種会計当初予算、追加案件として変更契約に伴う報告案件4件などを含め26件、全て原案のとおり可決いただき、ありがとうございました。

また、一般質問は13人の議員の皆さんから教育、子育て、防災、観光、地方創生総合戦略、雇用対策など、新たな視点から25問91項目にわたるさまざまな提案をいただき、総括質疑がなされたところでございます。提案された事業等につきましては、真摯に受けとめ、限られた予算の中で財政規律を守りながら適正な行政サービスを提供し、安心して安全な暮らしやインフラ整備など、住民の要望や地域の課題の解決に応えられるよう、効率的で機動的な財政運営を図ってまいります。

おかげさまで柴田町は国調で人口がふえた中で町制施行60周年を迎えますので、平成28年度は多彩な町制施行60周年記念事業を予定しております。まず、4月14日・15日には記念事業として柴田町が桜で埋め尽くされている中で全国さくらサミットを開催いたします。化粧直しをしました船岡平和観音像や、4月7日、スロープの完成によりグランドオープンするしばた千桜橋や白石川親水公園の竣工と相まって、さらに桜の魅力を発信させ、国内外の観光客の心をしっかりと捉え、「花のまち柴田」の知名度がさらに高まることを期待するものでございます。

現実的な問題として、観光・旅行者や観光の専門家からは「魅力的な船岡城址公園や白石川一目千本桜の知名度をもっと上げていただけると観光ツアーを組みやすい」というご指摘を受けているところです。知名度は観光の基本的なものでございますので、今後も重点投資をしてまいります。

次に、地方創生について、平成27年度は国の地方創生先行型交付金を活用し、インバウンド推進事業や小さな拠点づくりの事業をさらに加速させ、推進してまいりましたが、平成28年度は地方創生推進交付金を活用しながら、事業の推進に努めてまいります。さらに、歩いて楽しいフットパス構想を整備し、まちから里山へと人の流れを誘導し、健康志向の向上や交流人口の増加を図るとともに、地域ビジネスの創出に結びつけ、持続的なまちづくりを推進しています。

また、総合体育館につきましては、新年度で基礎調査費を認めていただきましたので、今後議会、町民、各団体等との意見交換を随時行い、基本設計、実施設計へと計画的に階段を踏んで、建設に向けた準備を進めてまいります。

最後に、平成27年度も残りわずかとなりましたが、この1年間にわたる議員各位のご指導、ご鞭撻に改めて感謝を申し上げます。今後とも議員各位のご理解とご支援、ご協力をお願い申し上げます。休会に当たりお礼のご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（加藤克明君） これで本日の会議を閉じますが、議長からご紹介いたしますので、ご起立をいただきたいと思います。

総務課武山課長、小玉危機管理監、まちづくり政策課平間課長、槻木事務所奥山所長。

このたび武山昭彦総務課長、小玉敏危機管理監、平間忠一まちづくり政策課長、奥山秀一槻木事務所長、3月末日をもって退職となります。議場の皆さんから大きな拍手をもって労をねぎらいたいと思います。大変ご苦労さまでございました。（拍手）

お座りください。

これをもって平成27年度柴田町議会3月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午前10時49分 休会

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年3月17日

議 長

署名議員 番

署名議員 番